

令和8年度第1回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和8年6月30日（火） 午後6時00分～午後8時00分 日野市役所2階 職員休憩室
出席委員	朴井会長（学識経験者 / 帝京大学法学部准教授） 野方副会長（学識経験者 / 中村法律事務所） 秋間委員（事業者団体関係者 / 日野市商工会） 山下委員（事業者団体関係者 / 日野市商工会） 田辺委員（労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会） 伊羅胡委員（労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）
【次第】 1. 開会 2. 議事 （1）公契約条例導入経緯及び概要について （2）本年度審議会の活動計画について （3）本年度の公契約対象事業、労務台帳について （4）労働報酬下限（委託）の推移について （5）工事請負契約への公契約条例適用拡大について 3. その他 4. 閉会	
2. 議事 （1）公契約条例導入経緯及び概要について	
事務局	・ 公契約条例導入経緯及び概要について、資料に基づき説明。
委員	・ 公契約条例の適用を受ける委託契約、指定管理協定の範囲について、どういう経緯でこの対象になったのか教えて欲しい。 ・ また、指定管理の対象協定を教えて欲しい。
事務局	・ 委託については、全てを対象にすることは難しい中で、まずは優先順位を決めて、一部の契約から進めていくことを前提に議論を進めていった。 ・ その中で、市民生活に直結しており、なくてはならない業務として、廃棄物収集・運搬、再資源化の業務を選定、子どもと接する際の安全面の確保や食の安全面も含めた重要性を考慮し、選定した経緯がある。 ・ 学校給食については、学校ごとの規模が異なるので、金額で対象を決めるのは適切ではないとし全てを対象とした。
委員	・ 補足説明として、廃棄物収集・運搬、再資源化については、近隣の自治体で請負業者が倒産し、市民生活に影響が出た事例などもあり、対象にした方がよいという結論になった。 ・ また、3,000万円以上を対象にした理由としては、その当時の契約一覧を出していただいて、3,000万円以上の契約であれば、先ほど挙げた契約は網羅していることが分かった為、3,000万円以上とした経緯がある。

	・学校給食は、生徒の数が委託金額に影響してしまうため、金額で限定することは望ましくなく、全てを対象とした。
事務局	・指定管理については、９協定を予定している。 児童館２館、自転車駐車場、ふれあいホール・市民プール、市民会館、七生公会堂、東部会館、南平体育館、グラウンド、多摩平の森産業連携センターを対象とした。 ・一方、福祉系の施設と地区センターなどは対象外としている。その施設で働く方がシルバー人材センターの方や自治会の方が関わるなど、労働報酬下限額に馴染まないという意見があり、対象外とした経緯あり。
会長	・公契約条例の他自治体の設置状況、審議会の議論についてはいかがか。
事務局	・東京都 26 市は 3 市が導入済み、23 区の方でも導入自治体が増えているが、全国的に多くの自治体で導入していると言われると導入が多いわけではない。 ・また、他自治体においても審議회를構成し、労働報酬下限額などについて議論をしている。
委員	・最近では 26 市の導入済み 3 市以外の他市においても導入が始まっている。
会長	・近隣自治体の事例も含めて検討していけるということで理解した。
（２）本年度審議会の活動計画について	
事務局	・本年度の審議会活動計画について、資料に基づき説明。 ・事業者説明会は、委託事業者は 8 月頃、工事事業者は 10 月頃開催を予定している。 ・事業者ヒアリングについては、どの業種を対象とするか次回意見を伺いたい。
委員	・諮問について複数の項目があったが、この項目については、各会の議題の中で設定し、問題無く進められるということで良いか。
事務局	・その認識で問題ない。
（３）本年度の公契約対象事業、労務台帳について	
事務局	・今年度の公契約条例対象について説明 【工事】6 年度から継続案件 5 件、7 年度から継続案件 3 件 8 年度新たに追加した案件 2 件 計 10 件が対象となる。 8 年度は今後 3 件追加予定としてあり、計 13 件を予定している。 【委託】昨年と変わらず 36 件が対象
委員	・今日確認した工事台帳について、金額が突出している台帳があった。 ・11 時間勤務の方が、労働報酬下限額 3 万円程度のところ、賃金 30 万円という台帳があったので、おそらく誤解があるのかと思うので、確認した方が良い。 ・また、3 か月警備員しかいない台帳があったが、事情が分かれば知りたい。

事務局	・情報が無いので、確認させていただく。
委員	・工事契約の一部について、労働報酬下限額に近い金額があった。 ・廃棄物関係の委託契約は、労働報酬下限額より多く払っている傾向があるが、学校給食については下限額に近い金額が多かった。労働報酬下限額を超えた賃金の支払いは難しいのかもしれない。
事務局	・学校給食については、比較的労働報酬下限額に近い金額が多いことは確認している。 ・令和8年度については労働報酬下限額を大きく増額しているところもあるため、その影響もあるかもしれない。
委員	・工事契約について、契約金額が1億円未満だが公契約の対象となっているものがあるが、その理由は。
事務局	・予定価格が1億円以上の為対象となっている。対象となる案件はあくまでも予定価格の金額について対象金額を超えているかで決定している。
(4) 労働報酬下限(委託)の推移について	
事務局	・次回の審議会で労働報酬下限額(委託)を検討するにあたり、事前に参考資料として前年度の書類を提示。 ・次回の審議会で、それぞれの団体等で参考資料等あれば提示いただきたい。
委員	・労働報酬下限額を導入している経緯としては、賃金を上げることで人材不足の緩和、市民サービスの向上に直結することを期待しており、最低賃金より高い金額を設定している。 ・数年前までは、最低賃金に近い金額で労働報酬下限額を設定していたが、最低賃金が労働報酬下限額を超えるケースがあり、導入の意味が薄れてしまったため、それ以降は、少し余裕をもった労働報酬下限額の設定としている。 ・また、次年度の予算反映の為にも第2回審議会で決定する事項となる。
委員	・最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合は、審議会で再度審議しているか。
委員	・再度審議はしておらず、10月以降は最低賃金の額が労働報酬下限額として適用されることとしている。
(5) 工事請負契約への公契約条例適用拡大について	
事務局	・資料に基づきこれまでの議論の内容について共有。 ・次回改めて議題として挙げる予定。
委員	・労務台帳そのものは、公契約条例の運用の実態を把握する上で、有益な書類であったと言える。 ・一方で、全労働者の賃金台帳を毎月作成することの事務負担が大きいことも分かる。 ・事務局より提示いただいた確認書については、周知の課題と労務台帳の事務負担が軽減されるので良いと思っている。 ・今後、労務台帳が無くなることもある中で、過去の労務台帳が閲覧できるようにはしておくべきだと感じている。また、労務台帳の統計的なデータの作成や活用なども可能な限り実施していきたい。

	・また、確認書の提出時期の想定は、途中から関わる人もいるため、最初の2か月だけでなく工事が終了した後ももらった方が良い。 ・確認書の記載については、労働者の署名の他に1時間あたりの下限額〇〇円という記載欄があった方が良いと思う。
委員	・実際に労務台帳の作成を経験したが、とても大変な作業と感じている。 ・直近の工事契約は工期延長なども発生しており、工期延長となるとさらなる負担が発生してしまう。 ・人手不足の影響もあり、労働報酬下限額以上の賃金を払わないと人が集まらない状況なので、事業者はしっかりと賃金を払っていると思う。 ・これまで市へ労働者から労働報酬下限額が支払われていないような申し出は無いと思うが、いかがか。
事務局	・これまで労働者からの申し出は受けていない。
委員	・事業者が払っているということが分かれば、公契約条例はそぐわない。個人的には無くした方が良いと考える。
委員	・まず経緯として、当初工事契約の公契約条例対象の金額を1億円以上にした理由としては、当時発注工事の全体の50%以上の金額を対象とする場合、予定価格1億円以上の契約を対象にすれば全体の50%以上の金額が公契約条例の対象となるということで、対象契約として1億円以上を設定した。 ・現状、公契約条例の対象、対象外がある中で、対象を拡大することについては、労務台帳の事務負担軽減も合わせて検討すべきと思う。 ・また、国土交通省では、設計労務単価に代えて標準労務費を検討していることもあるので、国の動向などの情報があれば勘案していかないといけない。
委員	・行政の契約は委託契約についても提出書類が多いと感じている。そういった事務経費も含めて入札金額を算出していると思うので、発注の段階でもっと明確にすべきであると思う。 ・1つの案だが、金額の大きい契約であればこれまで同様労務台帳を提出してもらい、金額が比較的小さいものについては、確認書を提出するなども検討しても良いと思う。
会長	・工事契約の拡大については、様々な意見をまとめて進めていくべき。労働報酬下限額を確認する意味でのチェック機能としての労務台帳や確認書があるので、無くすという考え方ではなくどうしていくかの議論をしていければ良いと思う。 ・次回以降も、各委員の知見を集約していきたい。
委員	・公契約については、様々な関係者が関わる中で、受注関係者、労働者がこの条例で保護されている形となる。 ・これまで、アンケート、ヒアリングについては、主に受注者を対象に実施しているが、受注関係者、労働者の視点をもっと入れていかなければいけない。
会長	・色々な意見を出していただき、良い意味で融合していければ良い。